

国官会第3809号
国地契第74号
国土建第462号
国土建整第91号
平成28年3月8日

直轄 あて

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまで中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても延長することとし、別添のとおり、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記6中「中小・中堅建設企業」を「中小・中堅元請建設業者」に改める。

附則中「平成28年」を「平成33年」に改める。

附 則

この通達は、平成28年4月1日から適用する。

(送付先)

大臣官房会計課長

航空局長

国土技術政策総合研究所長

国土地理院長

海難審判所長

東北地方整備局長

関東地方整備局長

北陸地方整備局長

中部地方整備局長

近畿地方整備局長

中国地方整備局長

四国地方整備局長

九州地方整備局長

北海道開発局長

北海道運輸局長

東北運輸局長

関東運輸局長

近畿運輸局長

中国運輸局長

九州運輸局長

東京航空局長

気象庁総務部長

気象衛星センター所長

仙台管区气象台長

大阪管区气象台長

沖縄气象台長

運輸安全委員会事務局長

海上保安庁次長

海上保安学校長

第二管区海上保安本部長

第四管区海上保安本部長

第六管区海上保安本部長

第八管区海上保安本部長

第十管区海上保安本部長

沖縄総合事務局総務部長

大臣官房官庁営繕部長

国土技術政策総合研究所副所長

国土交通大学校長

東北地方整備局副局長

関東地方整備局副局長

北陸地方整備局次長

中部地方整備局副局長

近畿地方整備局副局長

中国地方整備局副局長

四国地方整備局次長

九州地方整備局副局長

北陸信越運輸局長

中部運輸局長

神戸運輸監理部長

四国運輸局長

大阪航空局長

気象研究所長

札幌管区气象台長

東京管区气象台長

福岡管区气象台長

海上保安大学校長

第一管区海上保安本部長

第三管区海上保安本部長

第五管区海上保安本部長

第七管区海上保安本部長

第九管区海上保安本部長

第十一管区海上保安本部長

沖縄総合事務局開発建設部長